

和歌山県と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの
連携協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター（以下「乙」という。）は、相互の発展のため連携協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が様々な分野で相互に連携協力することにより、学術の振興、人材の育成、和歌山県における産業の発展及び地域の活性化に資することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を生かし、次の各号に掲げる事項について、連携協力して取り組むものとする。

- 一 和歌山県における産業イノベーション創出支援
- 二 地域特性を生かしたまちづくり・地域づくり
- 三 教育開発・人材育成
- 四 その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から2020年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙が特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して更に1年間延長され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2019年3月15日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県知事

仁坂吉伸

乙 東京都目黒区駒場四丁目6番1号

国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター

所 長

神崎亮平